

2011年JMRC中国ジュニアシリーズジムカーナ

統一規則

JMRC 中国ジムカーナ部会

統一規則

<公示>

2011年JMRC中国ジュニアシリーズジムカーナ第 戦〔競技会の名称〕は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF という」）の公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した JAF の国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定、本統一規則および本競技会特別規則に従い開催される。

第1条 シリーズの名称

2011年JMRC中国ジュニアシリーズジムカーナ

第2条 競技会の格式

特別規則書にて明記する。

第3条 競技会の種目

ジムカーナ

第4条 開催日およびオーガナイザー

	開催日		オーガナイザー	開催場所
第1戦	4月17日	岡福支部	チームオレンジオブ岡山（ORANGE）	なださきレークサイドパーク
第2戦	7月 3日	広島支部	チームフルハウス（FULLHOUSE）	スポーツランド タマダ
第3戦	8月21日	山口支部	モータースポーツクラブ美祿（C. MINE）	スポーツランド タマダ
第4戦	9月25日		ラリークラブ米子（RCY）	備北サーキット（ショートコース）

第1戦 〒700-0917 岡山市北区野田3-2-30 株式会社みずしまモータース内 高橋 伸治 TEL 086-241-0156 FAX 086-241-0159
第2戦 〒731-0121 広島市安佐南区中須1-2-5 自動車トーマス内 松村 正吾 TEL 082-877-6773 FAX 082-877-6773
第3戦 〒755-0055 宇部市居能町2-8-10 野村 英資 TEL 090-9732-8194
第4戦 〒690-0012 松江市古志原5-14-5 テクニカルガレージ アクティブ 井上 賢二 TEL 0852-24-4838

※参加申込先は各競技会の特別競技規則による。

第5条 開催場所

第1戦

なださきレークサイドパーク
岡山市南区灘崎七区

第2戦・第3戦

スポーツランドTAMADA
広島県広島市安佐北区大林町2137-2 TEL 082-818-7198

第4戦

備北サーキット（ショートコース）
新見市豊永佐伏焼見堂 TEL 0867-74-2918

第6条 JMRC中国ジュニアシリーズ表彰（シードクラス・クローズドクラスは除く）

各競技会の上位入賞者にポイントを与え、シリーズ有効ポイントにてシリーズの表彰を行う。

得点はJMRC中国加入クラブ所属員及びJMRC中国個人会員に与える。

各競技会で与えられるポイントは以下の通り。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

※クラス参加台数が1台であっても完走した場合には得点を与える。

シリーズ4戦全戦を有効ポイントとする。

※同ポイントの場合の順位決定方法

- 有効戦の内、取得した順位の上位入賞回数が多い者をシリーズ上位とする。
- 有効戦上位入賞回数も同一の場合、全戦取得した順位の上位入賞回数が多い者をシリーズ上位とする。
- 1)・2)の結果でも同ポイントの場合は、最終戦上位の者をシリーズ上位とする。

シリーズ表彰範囲は各クラスシリーズ平均参加台数の50%を超えない範囲で6位までとする。

平均参加台数の50%が3台以下の場合でも3位まで表彰する。

公認クラスの各クラスシリーズ上位者はJMRC西日本ジムカーナフェスティバルに出場する権利が与えられる。

公認クラスの各クラスシリーズチャンピオンはJMRC中国表彰式に招待する。

第7条 大会役員および競技会役員

別途各競技会の特別規則に記載する。

第8条 競技タイムスケジュール

タイムスケジュールは、各競技会の特別規則に記載し、公式通知にて公示する。

第9条 公式通知

本統一規則に記載していない競技運営に関する実施細則、および参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。

第10条 参加資格（参加者および競技運転者）

①公認クラス、シードクラス（賞典外）

- 参加者は、有効なJAF発給の国内競技参加者許可証所持者でなければならない。但し、国内競技運転者許可証は国内競技参加者をかねることができる。
- 競技運転者は有効な自動車運転免許証を所持していること。
- 各地域JMRC共済加入者であること（当日加入者も含む）。
- シード選手はシードクラスにのみ参加できる。シード選手とは、JMRC 中国ジムカーナ部会が2010年シード選手として認定した者のうち1位から3位の選手、および2010年のJAF全日本ジムカーナ選手権年間表彰者（1～3位）、およびオーガナイザーが認めた者（全日本選手権のみ出場）である。

※競技運転者は、JMRC共済に加入することを義務付ける。（当日加入者も含む）。

※満20歳未満のドライバーは、参加申込に際し親権者の承諾を得ること（参加申込書の誓約書欄に親権者の署名が必要）

②クローズドクラス

- 競技会時に有効な自動車運転免許証を所持していること。
- クローズドクラスの参加は、その競技会のオーガナイザークラブ所属員以外はエントリーすることができない。ただしオーガナイザークラブ所属員で無い選手は参加申込と同時に自動的に当日のみ期間限定所属員となる事が出来る。
- JAF発給の競技参加者許可証保持者は参加不可とする。

※競技運転者は、本人に対する競技中の死亡に対して有効な保険に加入することを義務付ける。ただし、JMRC共済をこれに代えることができる。

※満20歳未満のドライバーは、参加申込に際し親権者の承諾を得ること（参加申込書の誓約書欄に親権者の署名が必要）

第11条 参加制限

- 1回の競技会では、同一選手は車両1台1クラスしか参加できない。シリーズ途中での車両、クラスの変更は自由である。
- 重複エントリーは同一車両において4名までとする。
- 参加台数は全クラスを通じて160台までとする。参加申し込みが定員を大幅に超えた場合は、過去の成績等を参考にしてオーガナイザーにて選考される。

第12条 参加車両

本シリーズ競技会に参加を許可する車両は、2011年JAF国内競技車両規則記載の下記車両である。

- 公認クラスの参加車両は2011年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定の定めるPN車両、N車両、SA車両、B車両、AE車両とする。
※シードクラスは上記に加えてSC車両、D車両も参加可能とする。
※オープンボディの車両（オープンカー、Tバールーフ、キャンバストップ）には4点式以上のロールバーの装着を義務づける。
- BR各クラスのセミレーシングタイヤ（Sタイヤ）の使用を禁止する。「Sタイヤ」は以下のように定義する。
 - ブリヂストン：520S, 540S, 55S, 11S
 - ダンロップ：93J, 98J, 01J, 02G, 03G
 - ヨコハマ：021, 032, 038, 039, 048, 050, 050A
 - トーヨー：FM9R, 08R, 881, 888※上記タイヤ以外に新規に発売された上記後継品も含まれる。
「海外メーカー製のSタイプタイヤ」、その他Sタイプに準ずると判断されたタイヤも「Sタイヤ」とする。
- クローズドクラスの参加車両は、道路運送車両法による自動車登録番号標付保安基準適合車とする。
※オープンボディの車両（オープンカー、Tバールーフ、キャンバストップ）には4点式以上のロールバーの装着を義務づける。
但し、ソフトトップ、Tバールーフを閉じた状態での走行は、この限りではない。

第13条 競技区分

① 公認クラス

- AN-1 気筒容積1,150cc以下のPN、N、SA、AE車両
- AN-2 気筒容積1,150ccを超えて1,600cc以下の二輪駆動のPN、N、SA、AE車両
- AN-3 気筒容積1,600ccを超える二輪駆動のPN、N、SA、AE車両
- AN-4 気筒容積1,150ccを超える四輪駆動のPN、N、SA、AE車両
- BR-1 気筒容積1500cc以下のB車両（ラジアルタイヤ装着車両）
- BR-2 気筒容積1500ccを超える2輪駆動のB車両（ラジアルタイヤ装着車両）
- BR-3 気筒容積1500ccを超える4輪駆動のB車両（ラジアルタイヤ装着車両）
- BR&R NAロータリーエンジン搭載車及びマツダ（ユーノス）ロードスター（ラジアルタイヤ装着車両）
※該当車両のBR1及びBR2クラスへの参加不可

②シードクラス（賞典外）

気筒容積、駆動区分なしのPN、N、SA、AE、SC、D車両

③クローズドクラス（賞典外）

気筒容積、駆動区分なしの車両

各オーガナイザー設定の賞典外クラスは特別規則に記載する。

※すべてのクラスにおいて過給器付車両は、もとの気筒容積に係数1.7を乗じた値に相当するクラスの車両として扱う。
また、ロータリーエンジン車の係数は1.0とする。

第14条 参加料

- 公認クラス 1名10000円
- シードクラス 1名5000円
- クローズドクラス 1名6000円

※競技会場の入場料は別途参加者の負担とする。

第15条 参加申し込み

- ① 競技会ごとの締め切り日までに必着で、参加申込書に参加料を添えて、各主催者事務局へ持参、又は現金書留にて郵送のこと。
- ② 参加申込書はJMRCC中国共通参加申込書を使用し、必要事項（参加クラス等）を漏れなく記入し申し込むこと。
- ③ 当日エントリーおよび電話での申込みは一切受け付けない。
- ④ ファクシミリ又はeメール等の電子的通信手段によって申込みを行う事が出来るが、電子通信手段が参加申込締切以前に発せられること及び競技会開催日より前に、各主催者事務局へ参加申込書を持参及び郵送によって確認され、必要とする参加料が添付されることを条件とする。

第16条 参加受理と参加拒否

- ① 参加受理の通知方法は各競技会の特別規則書に記載する。何らかの理由で不受理とした場合は、オーガナイザーから参加者に対して不受理を連絡する。
- ② 参加申込書送付の証明は受理の証明として認めない。
- ③ 参加受理後の参加料は、本統一規則第30条により競技会が延期または中止の場合には返金する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。
- ④ オーガナイザーは参加申込者に対して、理由を示すことなく、参加拒否又は賞典外での出走指示を行う権限を有する。
- ⑤ 参加拒否された申込者には事務経費1000円を差し引いた参加料を返金する。
- ⑥ 締め切り日以降の申込、参加申込書の記入漏れ等は参加を拒否する場合がある。

第17条 参加者の遵守事項

- ① 参加者は本人およびその関係者が当シリーズへの参加にかかわるすべての者に全ての法規および規則を遵守する責任を有する。
- ② 参加者は当該競技会期間中、自己の参加車両が車両規則および安全規定に適合していることを保証できるようにしておくこと。
- ③ 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取等を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- ④ 参加者およびその関係者は明朗かつ公正に行動し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- ⑤ ドライバーは、競技スタート8時間前より競技終了迄、神経作用に影響を及ぼす薬物等を使用したり、飲酒をしてはならない。
- ⑥ 参加者およびその関係者は日本自動車連盟をはじめ、オーガナイザーや大会後援者、競技会役員、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ⑦ ドライバーは競技中に、ヘルメット、指先まで完全に覆うグローブの着用を義務付ける。
服装はレーシングスーツを推奨するがレーシングスーツを着用しない場合は、長袖・長ズボン等の全身を覆うものを着用すること。
- ⑧ 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最徐行とし、ウォームアップラン、ブレーキテストなどを禁止する。
- ⑨ ジャッキアップ中にエンジンを始動する場合は、リジッドラック（通称ウマ）を用い、ドライバーまたはメカニックが運転席に乗車すること。
それ以外のジャッキアップ中のエンジン始動は禁止する。

第18条 公式車両検査

- ① すべての参加車両は公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない車両又は公式車両検査に不合格の車両は競技会技術委員長の指示修正に従わない場合は参加できない。
- ② 技術委員長は、車両の改造や安全性等について不適当と判断した箇所の修正を命ずることができる。修正を命じられた車両は修正の後、再度車検を受けなければならない。
- ③ 公式車両検査で不合格と判定され出場出来なかった車両の参加料は返金しない。
- ④ ドライバーが競技中に携行もしくは着用しなければならないものとして、公式車両検査の際技術委員によって点検を受けるものは次の通りである。
 - ・ 有効なJAF発給の競技参加者許可証（健康管理カードを含む）クローズドクラスは除く。
 - ・ 有効な自動車運転免許証
 - ・ 車両検査証（ナンバーを有する車両）および改造車検を取得した車両はその関係書類
 - ・ JAF国内競技車両規則第4編付則「スピード行車競技用ヘルメットに関する指導要綱」に従ったヘルメット等の安全装備
- ⑤ ゼッケンはオーガナイザーによって指定されたものを使用する。ゼッケン番号は過去の成績等を考慮し、競技会組織委員会によって決定される。
JMRCC中国ジムカーナ部会よりシードゼッケンを認可されている者はそれを使用する。
- ⑥ 参加者は技術委員の求めがあれば自己の参加車両が車両規則に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- ⑦ 競技車両は、公式車両検査終了から正式競技結果発表までの間は指定駐車待機場所で車両保管されているものとする（コース走行中または走行のための移動を除く）。
- ⑧ 参加者は公式車両検査合格後に競技車両のタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き調整、変更、交換作業を行う場合は事前に技術委員長の許可を得ること。

第19条 車両変更およびドライバー変更

参加車両の変更は、公式受付終了時間までに車両変更申請書等の必要書類を提出し、競技会審査委員会の承認を得ることを条件に、同一クラス内においてのみ認める。但し、ドライバーの変更は認めない。

第20条 コースの慣熟

コースの慣熟は原則として徒歩にて行う（慣熟走行を行う場合は特別規則に記載）コース図は公式通知にて公示する。

第21条 開会式およびドライバーズブリーフィング

- ① 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催する。
- ② ドライバーは開会式およびドライバーズブリーフィングに開始から終了まで出席していなければならない。

第22条 競技方法

- ① 出走は原則としてゼッケン順に行う。
- ② ドライバーは自車スタート5分前までに出走可能な状態で待機位置に待機すること。
- ③ スタートはランニングスタートとし、スタート合図によりすみやかに発進すること。
- ④ スタート合図後すみやかにスタートしない場合は非発走車両とみなし当該ヒートから除外する場合がある。
- ⑤ 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- ⑥ コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒と判断した場合、1件につき5秒を当該ヒートの走行タイムに加算する。
- ⑦ 脱輪は1輪につき1回5秒を当該ヒートの走行タイムに加算する。なお、4輪が同時に脱輪した場合、当該ヒートを無効とする。
- ⑧ ミスコース、ショートカットをコース委員が判定した場合、当該ヒートを無効とする。
- ⑨ 競技中は運転席側の窓ガラスおよびサンルーフ、ルーベンチレータ等は必ず開けて走行しなければならない。開けたまま走行した場合、当該ヒートを無効とする場合がある。
- ⑩ 走行中に他の援助を受けた場合、当該ヒートを無効とする。
- ⑪ 前走車トラブル等による再出走はオフィシャルの指示に従って再出走すること。
- ⑫ 競技車両がフィニッシュラインを通過して、競技車両に対してチェッカー旗が振られた時点で競技が終了する。

- ⑬ ゴール後は減速レーン内で最徐行にて移動しなければならない。指定場所にて一旦停止すること。無視した場合はペナルティの対象となる。
- ⑭ スタート後3分以内にゴールしない車両は当該ヒートを無効とする。
- ⑮ 競技会の途中で競技を棄権する場合、またそれ以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第23条 信号合図

競技中コース委員より示される信号合図は以下の通り。

- スタート 旗 (またはスタートダッシュ) : スタート
黄 旗 : パイロン移動・パイロン転倒・脱輪
黒 旗 : ミスコース・ショートカット・4輪脱輪
赤 旗 : 危険あり直ちに停止せよ
緑 旗 : コースクリア
フェッカー 旗 : ゴール合図

第24条 計時および順位認定

- ① 計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点から開始し、最終のコントロールラインを横切った時点で終了する。
- ② 計時は自動計測装置で行い、万が一自動計測装置に計測不能等が発生した場合に限り2個以上のストップウォッチを使用し1/100秒まで計測してその平均値とする。
- ③ 1名につき2回の走行を行い、ベストタイムを成績とする。但し本統一規則第30条が適用された場合はこの限りではない。
- ④ ベストタイムが同じ場合の順位は、セカンドタイムの良好なもの、次に排気量の小さい順、更に同じ場合には競技会審査委員会の決定による。
- ⑤ 審判員の判定および計測装置に対する抗議は受け付けない。

第25条 競技会の成立

各クラス1台の出走をもって成立とする。

第26条 抗議権

- ① 参加者は自分が不当に処遇されていると判断したとき、これに対し抗議する権利を有する。但し、本統一規則に規定された参加拒否または競技会審査委員会の判定に対する抗議は受け付けられない。
- ② 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記して、一件につき抗議料20300円を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。

第27条 抗議制限

- ① 競技参加者、運転者、自動車の競技会への参加資格に対する抗議は、スタートの1時間前に行わなければならない。
- ② 技術委員長長の決定に対する抗議は、決定直後に行わなければならない。
- ③ 競技中の不正行為に対する抗議は、抗議対象者クラスのトライ終了後30分以内に行わなければならない。
- ④ 成績に対する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。

第28条 抗議の裁定

- ① 競技会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみ口頭で通知される。
- ② 抗議料は抗議が成立した場合のみ抗議提出者に返金される。
- ③ 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は抗議対象者の負担とする。金額は技術委員長によって算定される。
- ④ 参加者は競技会審査委員会より裁定宣告された罰則または裁定に不服の場合は1時間以内に文書と控訴料を添えて競技会審査委員会に提出しなければならない。

第29条 損害の補償

- ① 参加者は競技中の事故等により第三者に損害を与えた場合、各自が自己の責任に於いて一切を解決しなければならない。
- ② JAF、オーガナイザー、大会役員は競技運営に全力を尽くすことは勿論であるが、参加者自身あるいは参加者が他に及ぼした、いかなる損害に対しても一切の補償責任を負わない。

第30条 競技会の延期、中止または短縮

保安上または不可抗力による特別の事情があるときは、競技会審査委員会の決定において競技会の延期、中止または走行距離、回数の短縮を行うことができる。

第31条 罰則

本統一規則に関する罰則および本統一規則に定めていない罰則選択については、競技会審査委員会によって決定される。

第32条 規則等の解釈

本統一規則および本シリーズ競技会に関する諸規則や公式通知の解釈について疑事がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する回答は競技会審査委員会の解釈または決定を最終とし、関係当事者に口頭で通知される。

第33条 賞典

各競技会ごとの賞典（シードクラス・クローズドクラスは除く）

- ・各クラス 1位～3位 JAFメダル・トロフィーまたは賞状・副賞
- ・各クラス 4位～6位 トロフィーまたは賞状・副賞

ただし参加台数により、賞典を変更する場合は、特別規則書または公式プログラムにて発表する。

表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものととして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

【JMRC中国ジムカーナ部会】

- JMRC 中国ジムカーナ部会長 谷森雅彦
JMRC 中国ジムカーナ副部会長 貞井隆司